

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 中 野 ひろゆき

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則

旭川市議会会議規則（昭和38年旭川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第48条第4項中「又は」を「（第60条の2の規定により質問するときを除く。）又は」に、「ときは」を「とき（同条の規定により質問するときを除く。）は」に改める。

第60条の次に次の1条を加える。

（質問の特例）

第60条の2 議場に現在しない議員について、次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、質問することができる。

(1) 大規模な災害等の発生等、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により出席が困難である場合

(2) 第2条（欠席の届出）に規定する事由により出席が困難である場合

第75条第1項中「出席委員」を「出席委員（旭川市議会委員会条例（昭和38年旭川市条例第20号）第13条の2第3項の規定により、委員会に出席しているとみなされる委員を含む。）」に改める。

第115条第1項第3号中「氏名」を「氏名（第60条の2の規定により質問した議員とそれ以外の議員とを分けて記載すること。）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。